

表A 今回、給付金の支給を申請する対象児童について記入してください。

	(フリガナ)		関係性	性別	生年月日	同居・別居の別	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計関係	児手対象児童(含申請中)	特児扶対象児童(含申請中)	R4.3.31時点 以外の状況 (上記①②③に該当) を記載
	氏名	名										
1					年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
2					年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
3					年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
4					年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
5					年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持			

- ※「関係性」の欄は、申請者と対象児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。
- ①父母 → 別居する対象児童を監護している場合は、別居する対象児童が属する世帯の世帯主の氏名及び対象児童からみた世帯主の続柄が分かる資料(対象児童の世帯の住民票など)
 - ②未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等及び対象児童の実親の状況(氏名、存否及び住所)が分かる資料
 - ③その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否及び住所)が分かる資料(様式自由)
 - ④里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類
- ※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
- 1「同一」は、対象児童が申請者自身の子である場合や申請者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、申請者がその対象児童と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。
 - 2「維持」は、対象児童が申請者自身の子でない場合で、申請者がその対象児童の生計を維持している場合に○で囲んでください。
- ※「児手対象児童(含申請中)」及び「特児扶対象児童(含申請中)」の欄は、児童手当又は特別児童扶養手当の支給対象者である(含申請中)場合に○を記入してください。
- ※「R4.3.31時点以外の状況(上記①②③に該当)を記載」の欄は、4月1日以降に出生した対象児童や新たに養子等となった対象児童、家計急変の場合など、3月31日時点以外の状況を記載している場合に○を記入してください。

表B 重複支給の確認等のため、既に給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。
(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

	氏名		氏名		氏名
1		2		3	

4. 申請額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額	円
------------------	---	-----	---

- ※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請対象児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。
- ※ 申請額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例) 対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

(注) 申請時点で児童手当又は特別児童扶養手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

- ア 指定の金融機関口座(原則、1.の申請者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナのみ)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
	支店コード			

- ※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
- ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認書類を添付してください。

(次ページにつづきます。)

(公務員の方のみ)

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請者は、上記（3. 表A） 人の対象児童に係る

であることについて証明します。

年 月 日

証明者

証明事務担当
担当課（室）・担当係
電話番号

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れてください。

- 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）（以下「給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」という。）の支給要件に該当します。
- 給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書の不備等による振込不能等の事由により支給が完了せず、かつ、令和5年2月28日までに市が申請者に連絡・確認できない場合は、給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）が支給されないことに同意します。
- 給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）を返還します。
- 同一児童について子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）又は給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）を受給済みではありません。受給していた場合には、給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）を返還します。

提出書類

- 『子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分） 申請書』（本書）
※必要事項をご記入ください。
- 『申請者本人確認書類の写し（コピー）』
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※「5. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 『簡易な収入・所得見込額の申立書』（第4号様式）
※「2. 支給要件」の「(2)所得要件」が「② 家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額が分かる書類を添付してください。